

食中毒警報発令要領

第1 目的

食中毒の発生が予想される場合に食中毒警報（以下「警報」という。）を発令し、県民及び食品取扱者に食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生の知識の高揚を図る。

第2 警報発令者

香川県健康福祉部長

第3 警報の発令

生活衛生課において、高松地方気象台の気象情報及び香川県感染症発生動向調査により発令に必要な情報を収集し、原則として、次のいずれかに該当するときに警報を発令する。

- (1) 気温 30℃以上が相当時間継続すると予想される場合
- (2) 前2日間の平均気温が 27℃以上で、かつ、平均相対湿度が 75%以上になった場合
- (3) 感染性胃腸炎（ウイルス）の定点当たりの報告患者数が 15 人以上で、かつ、前週比が2週間連続して 1.1 以上の増加となった場合
- (4) 警報発令者が特に発令することが必要であると認めた場合

第4 警報の有効期間

警報は、発令日から 7 日間有効とし、その後は自動的に解除される。

なお、さらに期間を延長する必要がある場合は再度発令する。

第5 警報発令時の業務

1 生活衛生課は、警報が発令されたときは、直ちにその旨を県の関係部署、市町、食品関連業者、社会福祉施設及び報道機関等に通報する。

2 各保健所は、警報発令の通報を受けたときは、直ちに次の業務を行う。

(1) 食品取扱者に対する広報及び指導

必要に応じて旅館や仕出し屋等の飲食店及び集団給食施設等に対する監視指導を行い、食品取扱上の注意等の周知徹底を図る。

(2) 地区住民に対する広報

警報発令中は、市町の広報媒体を利用するなどして食中毒防止に関する広報活動を行い、事故防止の徹底を図る。

附則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。